



公共高 第 272 号
平成18年 9月19日

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部長
(公印省略)

地方公務員等共済組合法等の一部改正について (通知)

このことにつきまして、平成18年10月1日から下記のとおり改正されますのでお知らせします。

記

1 出産費及び家族出産費の金額を35万円とすること。

	改正前	改正後
出産費 (法定給付)	給料月額×1.25 (最低保障額 300,000円)	350,000円 (定額)
家族出産費 (法定給付)	給料月額×1.25×70/100 (最低保障額 300,000円)	
附加給付	20,000円 (法定給付と合算した最低保障額330,000円)	50,000円 (定額)

2 埋葬料及び家族埋葬料の金額を5万円とすること。

	改正前	改正後
埋葬料 (法定給付)	給料月額×1.25 (最低保障額 100,000円)	50,000円 (定額)
家族埋葬料 (法定給付)	給料月額×1.25×70/100 (最低保障額 100,000円)	
附加給付	25,000円 (法定給付と合算した最低保障額250,000円)	25,000円 (定額)

3 高額療養費の自己負担額等の変更

	改 正 前	改 正 後
上位所得者	139,800 円 + 1 % (77,700 円) (給料月額 448,000 円以上)	150,000 円 + 1 % (83,400 円) (給料月額 424,000 円以上)
一 般	72,300 円 + 1 % (40,200 円)	80,100 円 + 1 % (44,400 円)

※ 「1 %」は医療費が一般 267,000 円、上位所得者 500,000 円を超えた場合、超過額の 1 %を追加負担。

※ 1 %の、後の () は年 4 回以上該当した場合 4 回目以降の額。

4 高齢受給者証の自己負担割合の変更。70 歳以上の高齢者のうち、現役並み所得者に区分される組合員及びその被扶養者の自己負担割合を 2 割から 3 割に変更。

	変 更 前	変 更 後
自己負担割合	2 割	3 割

※ 該当者には、自己負担割合を変更した高齢受給者証を 10 月に交換を予定。

5 特定疾病療養受療証の交付を受けている組合員（被扶養者を含む）であって上位所得者（給料月額 424,000 円以上）に該当することとなる者の自己負担限度額の変更

	変 更 前	変 更 後
自己負担限度額	10,000 円	20,000 円

※ 現在交付している特定疾病療養受療証は、自己負担限度額を記入した受療証に交付（交換）いたします。

交付（交換）の時期は、10 月を予定していますが、交付（交換）が遅れる場合は現在交付している特定疾病療養受療証を、修正して使用します。

修正する場合は、特定疾病療養受療証を交付している所属所に、公立学校共済組合高知支部より連絡いたします。

6 施行時期

上記については、全て平成18年10月1日から施行となります。

なお、1及び2については平成18年10月1日以降に事実が生じた場合から改正後の支給額となります。

また、平成18年9月30日以前に事実が生じた場合は、改正前の支給額となります。

7 請求書の様式

1及び2における請求書の取扱いについては、現様式である「様式4-1 出産費・附加金/配偶者出産費・附加金請求書」及び「様式17 埋葬料・附加金/家族埋葬料・附加金請求書」を引き続き使用してください。(配偶者出産費は、配偶者以外の被扶養者の出産も支給対象とされており、現在家族出産費と改められていますが、読み替えることとします。ご了承ください。)

なお、平成18年10月1日以降に事実が生じた場合には、給料月額に関わらず、一定金額が支給されますので、給料欄については空白のまま申請してください。